

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	格納容器冷却（A）系サーベランス時、格納容器冷却海水（A）系淡水希釈弁に動作不良（スティック）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置苛性ソーダポンプ（No. 3）において、電動機過負荷トリップ事象が認められたため、当該設備を点検・修理	D	
3	1号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器用復水器の冷却海水配管において、保温材の留金具（1箇所）に破損が認められたため、当該留金具を交換	D	
4	2号機	廃棄物処理系活性炭式ホールドアップ建屋換気系ユニットクーラ（C・D）用電動機の点検時、外扇ファンの羽に一部破損が認められたため、当該ファンを交換	C	
5	2号機	逆洗弁ピットサンプポンプの点検時、ベアリング内径とシャフト外径の隙間値に許容値外れ（1箇所）が認められたため、当該ベアリングを交換	D	
6	3号機	超高压開閉所碍子洗浄水タンクの点検時、タンク廻り弁本体及びボンネット押さえボルト等に腐食が認められたため、当該腐食部を補修	D	
7	5号機	タービン建屋空調冷却装置用冷水ポンプ（B）点検時、シャフト外径と羽根車内径の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該シャフトを交換	D	
8	5号機	メタクラ（配電盤）室と中央制御室の直通電話装置において、通話表示灯に表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
9	5号機	空気作動弁駆動部他点検工事において、一部の作業について他委託契約作業内容との重複検収が認められたため、対応検討	B	
10	6号機	スクリーン点検用門型クレーンペンダントスイッチにおいて、北行走行操作不能が認められたため、当該スイッチから中継端子間のケーブルを点検・修理	D	
11	集中環境施設	高線量廃棄物保管プール液位検出用フロート、フックの溶接部の浸透探傷検査において、一部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	集中環境施設	運用補助共用施設搬送台車操作時において、操作スイッチ不良による南行走行操作不能が認められたため、当該操作スイッチを点検・修理	D	
13	その他	海生物焼却設備湿式洗浄装置排水移送ポンプにおいて、駆動用Vベルトに劣化（ひび割れ）が認められたため、当該ベルトを交換	D	
14	その他	水処理設備高速凝集沈殿槽において、巡回流量計に汚れが認められたため、当該流量計を点検・清掃	対象外	
15	その他	水処理設備排水処理装置攪拌水入口配管において、表面に水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで